

第7章 欧州連合—脅威への対応

グザヴィエ・パスコ

本稿では、宇宙活動の安全保障への予想される脅威の増大に対する欧州連合（EU）のアプローチ（および対応）について見解を提示する。EUでは、二つの主なアプローチが検討されてきた。一つは、国際社会において、透明性向上の推進により集団安全保障の改善を目指す目に見える外交活動の強化、もう一つは、欧州の宇宙状況認識（SSA）能力の開発推進である。ここではまず、中国が初の対衛星（ASAT）撃墜実験を行ったことを受けて、EUが宇宙安全保障上の新たなテーマにどのように対処することを選んだのかを示す。世界的な非難を呼び起こしたこの出来事は、EUが宇宙における軍備競争という予想される脅威に対処する新たな手段を提案することにより独自の外交能力を試す機会となった。この問題をめぐる議論が国連のジュネーブ軍縮会議で何年も滞っていた間に、EUは透明性措置として「宇宙活動に関する国際行動規範（ICoC）」の策定を提案し、国際社会で注目を集めることになった¹。本稿では、この規範の推進に向けての主要なステップと、広範な採択を不確実にしている現状の問題点について述べる。また、既存の能力を利用した将来の欧州アーキテクチャの構築を目的として、主要国のコンソーシアムに基づくEUのSSA能力の整備を目指す現在の取組みの見通しも示す。その際、この種のプロジェクトに関する典型的な課題を特に強調する。

欧州にとっての比較的最近の問題

歴史をざっと分析すれば、宇宙システムに関する脅威が存在する可能性にEUが注目し始めたのは比較的最近であることがわかる。2000年代半ば以降によう

¹ この規範案の2014年3月31日付最新版は次のURLに掲載されている。http://www.ceas.europa.eu/non-proliferation-and-disarmament/pdf/space_code_conduct_draft_vers_31-march-2014_en.pdf.

やく EU はいくつかの報告書を作成している。「攻撃 (aggression)」「デブリ」「地球近傍物体」「宇宙天気」といった概念は、2005年に専門家会合が EU 理事会に提出した「宇宙と安全保障」に関する報告書で初めて言及された²。2006年には、理事会の文民危機管理委員会 (CCCM) の公文書が宇宙監視の概念に言及し、「宇宙監視は、主として科学および文民保護のための民生活動とみなされがちであるが、軍事的有用性もあり得る……」と示唆した上で、この種のシステムが欧州の防衛コミュニティに提供し得るサービスを挙げている³。2006年にはさらに、西欧盟議議員総会の技術・航空宇宙委員会が「宇宙における兵器配備」を直接的に取り上げた報告書を作成した。この報告書は、EU が軍民双方の要求事項に応える宇宙状況・監視システムの開発を進める必要性を強調している⁴。

しかしながら、これらの文書が EU の政治コミュニティにある程度の認識を持たせることはできたとしても、実質的な影響が及んだのは専門家のコミュニティに限られていた。2007年1月に実施された中国の ASAT 実験は、宇宙と外交に関する EU の関係者全員にとって真の警告として作用したと言えよう。事実上、このたった一つの出来事が、二つの EU レベルの対応行動を引き起こしたのである。一つは、外交レベルにおける EU 主導の宇宙行動規範のイニチアチブ、もう一つは欧州委員会による EU の「宇宙監視・追跡 (SST)」システム開発推進のイニチアチブである。

宇宙における新たな脅威への初動対応としての EU の外交アプローチ： 「国際行動規範」の推進

2007年1月の中国による ASAT 実験の余波を受け、EU はその対応の最前線に立つことを選び、まずは国連ジュネーブ軍縮会議における「宇宙における軍備

² *Report of the Panel of experts on Space and Security*, European Union, Brussels, 1 March 2005, p. 58.

³ *Generic Space Systems Needs for Military Operations*, Secretariat of the Council of the European Union, ESDP/PESD, COSDP 138, p. 16. 次を参照。http://www.europarl.europa.eu/meetdocs/2004_2009/documents/dv/st6920/_st6920_en.pdf (2016年11月閲覧)

⁴ 次を参照。“Le déploiement d’armes dans l’espace,” Report of the WEU Assembly, Document A/1932, 21 June 2006.

競争の防止 (PAROS)」議論の中で、宇宙における「行動規範」案についての予備的考察を提示した。この規範案は、宇宙活動の透明性向上を目指し、脅威と認識され得る宇宙物体破壊行為の自制を各国に促そうとするものであった。宇宙をより安全で開かれた環境にするという構想に加え、上述のような実験や予想され得る敵対的破壊行為によって生じる、危険性の高いデブリのリスクを低減する目的もあった。

欧州ではいつものことだが、この事例もまた、安全保障という政治的制約のある分野において、宇宙は欧州としての意見を (EU 諸機関を通じて) 統合する一助になり得るという長期的評価から生まれた取組みとみなすことができる。この含意の根底には、宇宙利用は重要性を増しており、EU が「情報化時代」(あるいは、欧州でよく言う表現では「知識社会」) において一流の役割を果たそうと思うなら精通すべき重要な要素であるという、欧州における広範な認識がある。中国やロシアのこの分野の持続的な活動だけでなく、米国による宇宙利用への多額の投資も、宇宙がパワーポリティクスにおいて果たし得る役割を示す明らかな証拠である。この見方は EU によって明確に認められている。たとえ財政上の難題をたびたび解決しなくてはならないとしても、宇宙への投資とそれによる安全な宇宙利用は、重要な戦略的資産への投資を通じた欧州独自のアイデンティティの構築につながるとみなされている。加えて、この問題への集団的アプローチを推進することにより、EU は主権関連の側面を伴い得る集団的取組みにおける経験値の高さも示している。

従来、EU の政治的原動力の一つは加盟国間の基本的な合意にあり、そのような合意が、大規模な研究開発・科学プロジェクト (核物理学分野における欧州原子核研究機構 [CERN] や欧州原子力共同体 [EURATOM] など) に欧州内協力による恩恵を与えると同時に、欧州が独自のアイデンティティを確立する一助にもなってきた。宇宙安全保障の分野において政治的主導権をとり、結果として世界的な取組みの先頭に立つことが、正当性にかかわる実質的な問題を生じさせることは一切ないのは確かである。事実 EU は、EU 機関が政治的意志を表明することはかなり異例であるため多くの協力国を驚かせることになるかもしれないが、

それでも多国間イニシアチブを強く推進する覚悟があると明言した。

宇宙安全保障に関する大規模な国際規制が存在しない現状において、この規範案の提唱に何ら支障はない。基本的な考え方は次のようなものである。

- 国連の統制枠組みの強化
- 軌道上の事故防止のための共通の規則および原則の確立
- 宇宙デブリ増大の抑制
- 宇宙状況に関する集合知の拡充につながる新たな情報共有規則の制定

フランスが EU 議長国を務めた 2008 年には早くも、主要宇宙活動国（中国、ロシア、米国）およびその他の宇宙活動国との間で非公式協議が何度か開催された⁵。当時の米国のオバマ政権による宇宙外交の見直しが EU に利をもたらしたことも明らかである。オバマ政権はこの問題に積極的な姿勢を見せると同時に、前政権よりも多国間寄りのアプローチをとったのである。さらに、同時期に中露両国から「宇宙空間における兵器配置防止条約案」が提出されていた中で、EU のイニシアチブは独自のアプローチの可能性を生んでいた。米国にとっては、ICoC のアプローチとそれに伴う「透明性・信頼醸成措置」の概念を支持することが、検証不可能なうえ 2007 年の中国による ASAT 実験の後ではほぼ意味がないとみなされる条約の構想に着手することなく、この問題の米国にとっての重要性を示す手段になった。チェコ（および後半はスウェーデン）が EU 議長国を務めた 2009 年に開催された一連の協議では、初期の協議を踏まえ、ICoC の性質をより明確に定義することを目指した。

期待される EU の外交姿勢の確立：宇宙活動の長期的持続可能性イニシアチブ

以上の展開と並行して、フランスの主導により「宇宙活動の長期的持続可能性」という新たな概念の導入に向けた非公式の国際会議がパリで開催された。この

⁵ さらに、このイニシアチブが 2008 年 12 月に EU 理事会に承認されて以降、公式協議も開催された。

イニシアチブは、2007年6月に国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）の第50回全体会議の場で、当時のCOPUOS議長ジェラルド・ブラシェが行った提案に端を発している⁶。その目的は、宇宙における集団安全保障の問題への国連による取組みを促すための、基準となる国連文書の作成を支援することにあった。

現在、この活動はCOPUOS内で展開されており、長期的持続可能性作業部会のピーター・マルチネス議長（南アフリカ）のもと、2016年に向けて文書の作成が進められている。ここでは以下の項目が議題に挙げられた。

- 宇宙デブリの拡散
- 低軌道（LEO）・中軌道（MEO）・静止軌道（GEO）の各軌道上での宇宙運用のセキュリティ
- 電磁スペクトルの管理
- 宇宙システムに干渉する自然事象（宇宙天気関連事象、太陽フレア、流星塵など）

このアプローチは、EUのICoCイニシアチブを非常によく補完するものと考えられる。「行動規範」ができた場合に、それに含まれる原則を技術用語に翻訳する技術的提言の形をとることもあり得る。

国際社会の納得を得られていない最初の外交的対応策

しかしながら、ICoC構想はいまだ広範な支持を得るにはいたっていない。現在のところ、特に軍事領域における宇宙の安全保障強化に関して各国の姿勢が具体化しているのみで、集団的あるいは民生的な枠組みは不利益を被っている。EUは、安全保障や防衛の問題になると本質的に制度上の制約を伴うこともあり、国際外交寄りのアプローチに重きを置く姿勢を選んだ。しかし、2年間に3回の「多国間オープンエンド協議」が行われ、計95カ国が参加したにもかかわらず、支持を集めるためのEUの努力は期待された成果に達していない。

⁶ Document A/AC.105/L.268.

2015年7月27日～31日の一週間、ICoCの交渉を行う多国間会合が国連の支援のもとニューヨークで開催され、将来の調印を確実にする決定的な進展が期待された。しかし、数日間の協議と議論を経て、このイニシアチブはその形式も内容も広範に受け入れられていないことが明白になった。規範の原案がEUのものであることと、この規範を最初から国連の慣行にしようという意志はなかったと見られたことから、多くの参加国の目に説得力に欠ける文案と映ったのは明らかだった。加えて、文案に示されたいくつかの原則（自衛権など）と、欠落していると思われる点（参加国が独自の宇宙計画の策定を妨げられないことを保証する要素など）が、この外交的取組みを行き詰らせた。このアプローチが、宇宙安全保障に関する集団的原則の導入に向けた最も実行可能な選択肢の一つとして支持される可能性は確かにあるが、EUが提案したこの最初のアプローチが普遍化され、主要宇宙活動国にも新興宇宙活動国にも広く受け入れられるまでには、まだ長い道のりが残る。

しかしいずれにせよ、EUのICoC構想が国連の議題になるにいたり、広く認知され、議論や政治的論争の対象となる可能性が生まれたという単純な事実が、この外交的取組みが、今後の国際的な議論の場で完全に排除されることはないと言える程度には成功したことを示している。

技術的対応となり得る欧州の宇宙監視・追跡（SST）システム

以上のような、宇宙におけるより集団的な安全保障の必要性についての国際的コンセンサスを構築する試みの他に、EUはもう一つの対応策として、初の欧州レベルの宇宙監視システムを構築し得るプログラムと機関を整備することにした。「宇宙監視・追跡（SST）」と呼ばれるこのプログラムは欧州委員会が提案し、2014年4月に欧州議会と欧州理事会によって採択された⁷。

SSTは、何もない所から生まれたのではない。欧州の行動規範イニシアチブの場合と同様に、宇宙監視システムへの特筆すべき関心が初めて示されたのは、

⁷ European Parliament and the Council (2014) decision N°541/2014/EU establishing a Framework for Space Surveillance and Tracking Support.

2007年の中国による ASAT 実験後に脅威の増大が世界的に認識されたことと明らかに関連していた。2008年に欧州議会において、前例のない形で宇宙安全保障の問題に焦点を当てた「宇宙と安全保障に関する決議」が初めて採択されたのである。この決議のいくつかの条項は、宇宙監視・追跡システムの設置に向けた現在の EU の取組みへの道を開いたとみなすことができる。

2008年7月10日に採択されたこの決議で、欧州議会はすでに以下のような立場を採用していた。

- [欧州議会は] 欧州連合の安全保障における宇宙の重要性、および宇宙における欧州の利益を守るための共通アプローチの必要性を認識する。
- 欧州連合加盟国、欧州宇宙機関、および各種の利害関係者に、既存の各国および多国間宇宙システムの利用の拡充とその補完性の強化を奨励する。
- 宇宙インフラ、宇宙デブリ、および場合によってはその他の脅威を監視するための、宇宙状況認識 (GRAVES および TIRA などを含む) につながる欧州の宇宙監視システムの構築を支援する。
- 将来の欧州の宇宙状況認識システムの資金を EU 予算から拠出する可能性を支持する⁸。

2007年の中国の実験がもたらしたと広く認められている宇宙環境への損害は⁹、この問題に取り組む正当な機会をEUに与えることになった。EUが2つの「旗艦」プログラムである「コペルニクス」と「ガリレオ」に関連して初の衛星打上げを実施し、自ら宇宙活動主体となりつつあった時期に、こうしたデブリの発生は事実上、懸念してしかるべき問題となった。また、この意思決定を、2009年のリスボン条約に基づく EU 機構改革の文脈において分析することも有用である。この改革に伴い、欧州委員会に将来の「欧州宇宙政策」の方向性を提示するという新たな役割が与えられた。このことは、欧州委員会が地球観測や航法・測位か

⁸ European Parliament, 2008, “Resolution on space and security” (INI/2008/2030).

⁹ この実験により、軌道の上に 3,000 個以上の長期残留デブリ片が発生したと言われている。

ら衛星打上げロケットまで含む一層多くの分野において主導権をとる立場になったという意味で、同委員会にとって象徴的な一歩となった。欧州委員会が管理する宇宙活動の範囲から見て、欧州の宇宙資産をモニターし、デブリはもとより地球近傍物体や宇宙天気も含めたリスクから保護するための独立したシステムが必然的に必要となった。欧州委員会は、その先端技術プロジェクトに SST を加えることにより、とりわけ調整組織および政治的組織として中心的役割を果たすことを通じて、欧州の制度的機構内での政治的重みを増すことを期待していた。それと同時に、同じく宇宙状況認識の分野での将来における欧州の活動の枠組み作りを試みていた欧州宇宙機関 (EU 機関ではない) との関係の確立にも努めてきた。

加えて、宇宙監視活動は各加盟国の領土に散在する能力がもたらす利益を享受でき、そのことが EU 領域に、各加盟国が集団的取組みの価値を理解する独自の可能性をもたらし得るということが、ほどなく認識されるようになった。とすれば、長期的視点からみて SST は、いずれにしても加盟国間の一層の協力がが必要な取組みにおいて、EU の「付加価値」を高めるものになることが期待される。EU の SST 計画はそれ自体では軍事的活動に対応しないが、それでも強い「安全保障」の色合いがあり、最終的にこのプログラムは、リスボン条約で求められた「欧州宇宙政策」に向けた初期段階に注目してもらうための最適な投資という位置づけになった。衝突回避やデブリのリスク管理のみならず、EU の宇宙に関する投資の強化と長期的な産業活動支援にも SST を利用することが、欧州の戦略的姿勢の全体像となった。

SST の主な目標

EU が関与する現在の SST 計画は、欧州初のものではなかった。その数年前に、欧州宇宙機関 (ESA) がこの分野の取組みとして「宇宙状況認識 (SSA)」計画を発足させている。ESA 参加国が支援するこの活動は、宇宙物体の追跡およびカタログ化、画像化による宇宙物体の特定と特性把握、宇宙天気分析、地球近傍物体 (地球に影響を及ぼす、または地球のごく近くを通過する可能性のある小惑星) に関する早期警戒という 4 種類の機能を構想していた。

その後の度重なる予算削減を経て、この4分野のうち3分野のみが進められている。具体的には、特に機微性の高い領域である宇宙物体の画像化や宇宙追跡がESA参加国から問題視され、SST機能に関する検討も進めながら、宇宙天気と地球近傍物体の領域に明確に重点を置くよう要求が出された。最終的に、宇宙画像化機能はESAのSSAシステムから除外されることになる。現在、ESAのSSA計画は、14の参加国から比較的控えめな規模（2013～2016年の間に4,650万ユーロ）の支援を受けており、SSTの部分は、2基の試験レーダー（モノスタティックおよびバイスタティック）の追加資金調達に関する予備的概念検討に主眼を置いている。

一方、EUのSST計画の目的は、衝突や宇宙天気の異常に関する警報能力と、破砕事象や制御できない大気圏再突入に関する情報をEUおよび加盟国に提供することにあった。このSST計画の機能範囲は、それまでのESAの経験に基づいて、当初のESAのSSA計画よりも縮小されていたと言える。しかし、ある意味では、EUはSSTのアプローチを採用することで、ESAが事実上断念したSSAサービスの一部を支援したようにも見える。ただし、EUはEU専有設備の開発よりも、可能ならば既存の各国レベルの計画を活用したサービスの開発支援に関心を寄せているという点にも留意しなければならない。

EU主導のSSTシステムに関する組織面の課題

実際のところ、EUのSST計画の主たる目的は、各国が所有する資産を連合化するアーキテクチャを構築し、加盟国とEU諸機関がEU内の技術的および組織的協力の利益を享受できるようにすることにある。

現在のところ、必要なSSA情報を提供できるのは、以下の各国レベルの能力のみである。

- 将来のEU SSTシステムの主要な貢献国となり得るのは、フランス、ドイツ、英国である。フランスは、低軌道物体を監視する3つの主要な能力を定常的に利用している。主要な専用センサーは、低軌道上の中型物体を探

知できるバイスタティック・レーダーである GRAVES システムである¹⁰。これは「キャッチオール」型の能力であり、レーダー反射断面積 1m^2 以上で、高度 $1,000\text{km}$ 以下のフランス領土上空を周回する宇宙物体であればすべて探知しカタログ化することができる。この能力は 2005 年に運用開始が発表され、フランス空軍が管理している。防空用 SATAM レーダー (3 基) やミサイル追跡艦「モンジュ」などの補助的な軍用センサー (二次的任務として SSA 監視を行うセンサー) により補完される。フランスの宇宙機関 (フランス国立宇宙研究センター [CNES]) やフランス空軍が開発したその他の光学的手段も、静止軌道帯の監視に用いられている。

- ドイツもこの分野の主要な活動国であり、L 帯および Ku 帯で稼動する専用レーダー TIRA を運用している¹¹。このレーダーは周波数領域の関係から、宇宙物体や宇宙デブリの精密画像生成に用いられている。この意味で、TIRA はフランスの GRAVES システムと併用すれば理想的な補完手段になると考えられる。TIRA の運用には大学とドイツ国防省が参加している。
- 英国は宇宙監視用の二次センサーとして、主にフィリングデール空軍基地の早期警戒レーダーを使用している。この弾道ミサイル早期警戒システム (BMEWS) から生成される情報は、米国の宇宙監視ネットワークに直接寄与している。さらに、英国はキプロスに設置された光学センサーであるスターブルックも運用しており、英国の宇宙機関が静止軌道でのカタログ化に利用している。

他に、実用の SSA ミッションに特に合わせたものではないが、イタリアとスペインが運用するシステムもある。

したがって、先に言及した EU 加盟 5 カ国によるコンソーシアムが 2015 年 6 月

¹⁰ フランス語の Grand Réseau Adapté à la VEille Spatiale の略称。

¹¹ 英語の Tracking and Imaging RAdar の略称。

に創設され¹²、EU の SST 能力の実際的な開発を担うことになったのは偶然ではない。

上述のように、既存の能力はあるものの、その性質と指揮系統はそれぞれ大きく異なるため、協調的に機能させることは小さからぬ難題であろう。この種の宇宙監視ネットワークは導入以来、主として宇宙デブリそのものではなく、宇宙システムを特定し、そのシステムと軌道に関する精確なデータを取得する手段として用いられてきたため、宇宙物体の追跡は現在も軍事との関連性が強いことを再認識する必要がある。歴史的に見て、運用中のシステムの大部分は、以前からの宇宙大国だけでなくフランスなどの比較的新しい宇宙活動国においても、軍事的な性質のものである。現在、上述のフランスの主要センサーが生成するデータは機密扱いとなっており、二国間や多国間でのデータ交換にはそのための協定の締結が必要となる。当然ながら、そのような協定が締結されれば必ず、国家の機密データが他の出所からの機密データと統合される可能性があるため、ある意味ではデータ保護の意識が強まることになる。

ただし、だからと言って、各国システムの連合化に依存した欧州全域のシステムを構想することが本質的に不可能だというわけではない。欧州諸機関の側は、SST サービスは純粋に軍事的なニーズに応えるものではなく、民生的性質のもの、あるいは軍民両用になると強調してきた。複数国のコンソーシアムにとって主要な課題になるのは、各国の軍が所有するシステムが生成したデータの機密性を損なうことなくデータ交換ができる適切なデータポリシーを見つけることであろう。

EU 衛星センターの役割

将来の欧州 SST アーキテクチャに向けた「フロントデスク」を設置することは、この共同の取組みの成功への鍵になることは明らかであろう。多様なデータを処理できる技能と、機微な情報を取り扱える資質をともに有する EU 機関を見つけることは容易ではない。この役割は、EU 理事会の対外活動庁の責任下にある欧州

¹² この発表はパリ航空ショーの期間中に行われた。次を参照。 https://presse.cnes.fr/sites/default/files/drupal/201506/default/cp105-2015_-_sst_va.pdf

連合衛星センター (EU SATCEN) が担うというコンセンサスが形成されているようである。この衛星センターは1991年に西欧同盟により、衛星画像に基づく共有情報の加盟国への提供を目的として設置された。2002年にEU機関となり、28加盟国から構成される理事会が監督に当たっている。衛星センターは、保護データを取り扱う経験を有する数少ないEU機関の一つと言える。実際、同センターは機密扱いの画像 (および商用運用者から購入もできる非機密画像) に定期的なアクセスでき、これらの画像により加盟国向けの情報報告を作成している。

この事例は、通常は二国間でしか交換されないインテリジェンス関連の情報を、かなり多数 (28カ国) の加盟国がある程度共有できる仕組みであるという点で注目に値する。当然ながら、このような枠組みの中で交換できるのは、比較的機微性の低い情報に限られると想像できる。衛星センターの機能が、各国が有する情報をすべて共有できることを意味していないのは確かである。しかし、EUの機構についてよく言われるように、この種の機能については、たとえ多くの制約があるとしても、それにこだわるのではなく、前向きな側面に注目するほうが有益である。

衛星センターは数年前から、将来のEUのSST情報アーキテクチャにおいて中心的な役割を取り戻すべく、日常的に機密データを取り扱う能力を推進してきた。事実、同センターは、考えられる欧州SSTアーキテクチャを検討し、運用面でのセンターの役割を評価するためのEU助成による3つの主要な活動を主導している¹³。しかし、これらの評価以上に、将来の組織に関する最も重要な意思決定

¹³ 衛星センターのウェブサイト (<https://www.satcen.europa.eu>, 2015年11月閲覧) に掲載されているとおり、以下の活動が運営されている。

- 先行 SSA サービス支援 (SPA) プロジェクト: 第7次研究枠組み計画 (FP7) の支援活動。2011年3月1日から20カ月間実施。
- 欧州 SSA 能力開発支援 (STEP) プロジェクト: FP7 支援活動。2012年11月1日から21カ月間実施。
- 欧州 SST サービス提供機能構築準備 (PASS) プロジェクト: ホライズン 2020 調整・支援活動。2014年9月1日から24カ月間実施。

SSA 能力は機微性と軍民両用の性質があり、ガバナンスとデータポリシー立案の観点から見て大きな課題があることから、SPA、STEP、PASS の各プロジェクトでは、SSA 能力のうち SST のセグメントとサービスに重点を置いている。衛星センターは現在、SST 支援枠組みの実施にどのような貢献ができるかを検討中である。

は、加盟国、特に SST コンソーシアムの参加国と、衛星センターに上述のような役割が与えられることを受け入れる用意が各国にあるかどうかによって下されることになる。そして当然ながら、この将来のアーキテクチャとそのガバナンスは、どのようなデータポリシーが導入され、SST の拠点が持つ機密性のある情報に適用されることになるかに直接的に左右される。

EU SST への段階的アプローチ

主要な利害を有する加盟国と欧州委員会のイニシアチブの関係は、各国資産の（たとえ部分的であっても）「欧州化」の問題を生じさせる。国防予算が乏しい時期には、どの加盟国も、欧州によるある程度の投資によって既存の能力を改良できるのであれば、その恩恵を受けたいと考える。また、こうした欧州の投資を、分析能力や場合によっては新規システムを開発する機会と見る参加国もあるかもしれない。欧州委員会は、より欧州寄りのシステムを視野に入れ、既存能力の近代化に7年間で7,000万ユーロを投資することを約束している。欧州の投資はたとえ限られた額であっても、参加する加盟国の側からすれば、より中心的な政治的役割を担う動機となるのが常である。

将来における脅威への対応としての欧州 SST

欧州の現在の取組みは各国センサーの改良を目指すものであり、軍事資産も除外していない。この方向性は選択であると同時に、一種の義務でもある（各国所有のセンサーのほとんどは軍が管理している）。宇宙物体には軍民両用の性質があるため、厳密な軍民分離に基づいた信頼できる方針を提案することは難しい。この取組みは、それ自体は軍事的でないものの、欧州宇宙機関が当初構想した宇宙状況認識システムのサービスをすべて積極的に包含しようとしている。そうすることで、EU はその制度的地位を示そうとしており、この投資を利用してこの分野における外交姿勢を確立したいと望んでいるのは明らかである。

実際、EU の SST 計画は、EU が7年前に開始した外交的取組みを再活性化させるための強固な基盤になるかもしれない。欧州の「宇宙外交」の柱である「宇

宇宙活動に関する国際行動規範」のプロジェクトは、競合する他の国際的イニシアチブの影響や、規範の性質や適用範囲についての基本的合意がないことから、宇宙活動国および非宇宙活動国との対話が進まず、行き詰まっている。

この規範の構想は放棄されてはいないものの、その概念が広く受け入れられるには相互信頼の確立が不可欠であろう。まず第一歩として、欧州外の諸国との実用的なデータ交換の機会を創出し得る欧州 SST システムが構築されれば、EU が透明性・信頼醸成措置への世界的な関心を取り戻す一助になるであろう。

欧州 SST サービスが、欧州の「軍民両用」への大望と各国の軍事的懸念が交わる位置にあることに変わりはない。EU が宇宙における将来の脅威に対処する能力を示すためには、EU と加盟国の関係の性質と現在のプロセスの効率性が決定的な要素になるであろう。